

構造改革特区 「大いなる田舎・ までいライブしいたて推進特区」 認定

県内初のどぶろく特区

飯舘村が国に申請していた構造改革特区「大いなる田舎・までいライブしいたて推進特区」が、3月28日に認定されました。村が特区の認定を受けるのは初めてです。

特区とは、地域活性化を図るための規制緩和について、市町村が国に計画案を申請し、これを国が認定して実施できるようにするもので、国が一年前から行なっています。

今回、村が認定を受けたのは、県内初となる「どぶろく特区」。農家民宿や農家レストランの起業を促し、観光などで村を訪れる人たちに濁酒を提供して交流人口の増加を図る方針です。

これまで、酒造免許を取得するためには、年間6キロリットル（一升瓶に換算して約3、300本）以上の製造が必要とされてきましたが、特区の認定により、この製造数量以下でも免許が取得できるように緩和されました。



▲特区の認定書

3つの要件

製造するためには、酒造免許の取得をはじめ、次の3つの要件を全て満たす必要があります。

特区法上の要件

農業と農家民宿または農家レストランを営んでいること。
製造は、自己所有の製造場にて行なうこと。
濁酒に使用する米は、自分で生産したものに限る。
(製造する酒類は濁酒のみ。)

免許を受けずに酒類を製造した場合には、5年以下の懲役または50万円以下の罰金が処せられます。

農家民宿 開設しませんか？

福島県の関連条例が改正され、客室延床面積が10坪未満であれば、ほぼ現状家屋のまま、農家民宿として旅館業法の営業許可を受けることが可能になりました。

Q. 農家民泊には、どんな利点があるの？

農家体験や濁酒を含む郷土料理などを通して、都会の方との交流の輪が広がるほか、農家の収入にもつながります。

Q. どんな設備が必要ですか？

食事を出さない場合は、客室延床面積が10坪未満であれば、そのままで開業できます。

Q. どんな手続きが必要ですか？

食事を出さない場合は、保健所から「簡易宿所」として営業許可をもらいます。
食事を出す場合は、食品衛生法の「飲食店営業」許可の取得等が必要です。

特区および農家民泊等の開設に関するお問い合わせは産業課商工観光係（☎42-1623）へ。

免許取得から濁酒製造まで

- ・ 事業プランの策定
製造方法や販売方法のプランや、必要な機械設備等の準備をします。
- ↓
- ・ 税務署へ申請書類の提出
- ↓
- ・ 税務署の審査（約4カ月）
- ↓
- ・ 免許の取得
登録免許税（1製造場15万円）
- ↓
- ・ 濁酒製造技術の取得
- ↓
- ・ 濁酒製造・提供・販売
- ↓
- （酒税の納税、免許更新）